

競争参加者の資格に関する公示

留萌外(6)庁舎新設等建築設計に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年4月9日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

- 1 業務名 留萌外(6)庁舎新設等建築設計
- 2 業務場所 北海道留萌市、雨竜郡沼田町
- 3 業務概要

【留萌駐屯地】

庁舎新設に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 4階建

規模：延べ面積 約6,000 m²

自転車置場新設に伴う建築設計

構造：鉄骨造 平屋建

規模：延べ面積 約100 m²

受電所新設に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約100 m²

隊舎改修に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 4階建

規模：延べ面積 約4,100 m² (内部改修面積約400 m²)

既設建物(3棟)解体に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 3階建

規模：延べ面積 約5,200 m²

管理棟新設に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約100 m²

上記建物新設等に伴う附帯土木設計

計画通知手続き業務一式

【沼田分屯地】

非常用電源施設新設に伴う建築設計

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約40 m²

上記建物新設等に伴う附帯土木設計

計画通知手続き業務一式

- 4 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで
ただし、指定部分「留萌駐屯地の管理棟新設」は令和7年3月19日までとする。
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
- (1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。
- (2) 交付場所
〒060 - 0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
電話 011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
- (3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出期限等
- (1) 提出期間 公示日から令和6年4月19日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。
なお、申請書は、令和6年4月19日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に共同体協定書（下記7の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア 令和5・6年度防衛省における測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）審査申請書提出要領に示す申請書類一式。なお、すでに防衛省競争参加資格のうち、「建築」で級別の格付を受けている者は、防衛省競争参加資格審査申請書提出要領に示す納税証明書（その3）の写し、登録証明書及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。
イ 共同体協定書の写し。
ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる業務の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（以下「公告」という。）（令和6年4月9日支出負担

行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する業務説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす組合せとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省競争参加資格のうち、「建築」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

ウ 代表者は、防衛省競争参加資格の「建築」において「A」の格付であること。
ただし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格「建築」の「A」若しくは「土木」の「A又はB」のいずれかの格付であること。

エ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

代表者は、平成26年4月1日から公示までに完了又は引渡し完了した、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で以下のいずれかの業務を施工した実績を有すること。

同種業務：国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築設計業務

類似業務：国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積1,000㎡/棟以上の新設建築設計業務

また、代表者以外の構成員のうち土木分については、平成26年4月1日から公示までに完了又は引渡し完了した、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、以下のいずれかの業務を施工した実績を有すること。

同種業務：国内における建物付帯土木設計業務

類似業務：国内における土木設計業務

(3) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。なお、分担できる業務は「建築意匠設計」、「建築構造設計」、「土木設計」とする。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定

書において明らかであること。

(4) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

ただし、代表者決定における理由書の提出を求める場合がある。

8 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合において、共同体として資格が決定されるためには、上記7(1)イの決定を受けていない構成員が上記7(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記7(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

上記9の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「留萌外(6)庁舎新設等建築設計 ・ 共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札時において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の入札公告に示す手続きにより、資格審査結果の通知を受けていなければならない。